

平成28年第11回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年11月28日(月) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員17名

1番 坂下 正幸	8番 田中 喜義	15番 森山 博
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	(欠席)	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

(2) 欠席委員

12番 坂本 昭信

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第31号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第30号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

(2) 報告第31号 農地法第18条の規定による賃貸借の解約の通知について

(2) 報告第32号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

(2) 報告第33号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 10:00 閉会 10:51

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第11回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号13番 東 克芳 委員 及び 議席番号14番 大宮 正 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第30号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案第30号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 申請番号1番です。土地の所在は、西脇町〇〇の田 85 m ² で譲受人は西脇町の〇〇さん、譲渡人は西脇町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は497 m ² で耕作者数は1名です。 申請番号2番です。土地の所在は、西脇町〇〇の田 102 m ² で譲受人は西脇町の〇〇さん、譲渡人は西脇町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は

	<p>3,393 m²で耕作者数は2名です。申請番号1番と2番については交換によるものです。</p> <p>申請番号3番です。土地の所在は、山岸町〇〇の田 82 m²で譲受人は山岸町の〇〇さん、譲渡人は山岸町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は3,876 m²で耕作者数は3名です。</p> <p>以上合計3筆269 m²で内訳は田が269 m²です。</p> <p>なお、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番と2番について地区担当委員議席番号16番 新谷 義治委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新谷委員	<p>先日23日に〇〇さん立ち会いの下で現地を確認してきました。現地は河原田公民館から少し入ったところです。場所は3ページの地図のように2つ並んでいるような状態で先ほど事務局から話しがあったようにお互いが便利になるように交換するものです。という事で特に周囲に何の影響もありません。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に申請番号3番について地区担当委員議席番号6番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>はい、6番安です。議案第30号の3番について報告します。先日22日に現地を確認してきました。この箇所は地図にもあるとおり山岸公民館の裏に位置し野菜などが植えてあります。所有権が移動しましても現在どおり畑として利用されるとの事ですので周囲には影響がありませんのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第30号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各委員	（「異議なし」との声あり）
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第30号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第31号】の農地利用集積計画について議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は3件です。まず農地中間管理機構への利用権設定について説明します。</p> <p>申請番号1番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町安代原の〇〇さんで土地の所在地等は門前町安代原〇〇の田907㎡、同じく〇〇の田1,063㎡、同じく〇〇の田991㎡、同じく〇〇の田987㎡、同じく〇〇の田755㎡、同じく〇〇の田839㎡、同じく〇〇の田852㎡、同じく〇〇の田658㎡、門前町安代原〇〇の田1,866㎡、同じく〇〇の田1,286㎡です。全て新規で契約期間が平成29年1月1日から平成38年12月31日までの10年間で作物は水稻の使用貸借権の設定です。</p> <p>申請番号2番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は長井町の〇〇さんで土地の所在地等は長井町〇〇の田1,893㎡、同じく〇〇の田2,962㎡です。全て新規で契約期間が平成29年1月1日から平成38年12月31日までの10年間で作物は水稻で賃借料は10aあたり30kgの賃貸借権の設定です。</p> <p>8ページをお開き下さい。機構経由以外のものになります。</p> <p>申請番号3番です。農地利用集積円滑化団体である町野町農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は町野町栗蔵の〇〇さんで、利用権を設定する者は能美郡川北町の〇〇さんです。土地の所在地は町野町桶戸2字63番の畑245㎡の新規で契約期間が平成29年1月1日から平成38年12月31日までの10年間の賃貸借権の設定です。</p>
議長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
安委員	9ページの利用権設定の面積ですが作物別面積が抜けているかと思いま

	<p>すが。たぶん野菜かと思いますがいかがでしょう。</p>
事務局	<p>野菜で間違いありません。野菜の欄に 490 m²に訂正をお願いします。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 3 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 3 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 2 9 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。報告第 29 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 6 件です。</p> <p>1 番です。土地の所在は門前町五十洲〇〇の畑 89 m²ほか 4 筆 1,623 m²で内訳は畑が 1,623 m²です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 10 月 21 日で届出事由は相続です。</p> <p>2 番です。土地の所在は町野町敷戸〇〇の田 3.30 m²ほか 9 筆 1427.90 m²で内訳は田が 3 筆 68.60 m²で畑が 7 筆 1,359.30 m²です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 10 月 24 日で届出事由は相続です。</p> <p>3 番です。土地の所在は縄又町〇〇の畑 148 m²ほか 29 筆 6,686.29 m²で内訳は田が 11 筆 3,337.29 m²で畑が 19 筆 3,349 m²です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 10 月 27 日で届出事由は相続です。</p> <p>4 番です。土地の所在は町野町広江〇〇の田 972 m²ほか 43 筆 12,860.30 m²で内訳は田が 11 筆 8,289.30 m²で畑が 33 筆 4,571 m²です。相続人は町野町広江の〇〇さんで届出日は平成 28 年 11 月 1 日で届出事由は相続です。</p> <p>5 番です。土地の所在は三井町仁行〇〇の田 1,016 m²ほか 24 筆</p>

3,761.52 m²で内訳は田が 13 筆 3,270 m²で畑が 12 筆 491.52 m²です。相続人は三井町仁行の〇〇さんで届出日は平成 28 年 11 月 7 日で届出事由は相続です。

6 番です。土地の所在は石休場町〇〇の田 1,960 m²ほか 23 筆 4,735.23 m²で内訳は田が 14 筆 3725 m²で畑が 10 筆 1,010.23 m²です。相続人は石休場町の〇〇さんで届出日は平成 28 年 11 月 9 日で届出事由は相続です。

以上合計 138 筆 31,094.24 m²で内訳は田が 19,046.19 m²、畑が 12,048.05 m²です。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質問なし)

議 長 それでは【報告第 29 号】を終わります。
次に【報告第 30 号】の農地の賃貸借の解約について通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、ご説明いたします。議案書 18 ページをお開きください。報告第 30 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知についてです。今月は 2 件です。6 ページの議案第 31 号で利用権を設定する筆についてです。

1 番です。土地の所在地等は門前町安代原〇〇の田 907 m²、同じく〇〇の田 1,063 m²、同じく〇〇の田 991 m²、同じく〇〇の田 987 m²、同じく〇〇の田 755 m²、同じく〇〇の田 839 m²、同じく〇〇の田 852 m²、同じく〇〇の田 658 m²、門前町安代原〇〇の田 1,866 m²、同じく〇〇の田 1,286 m²です。借受人は門前町安代原の〇〇さんで貸出人は門前町安代原の〇〇さんです。合意年月日及び引渡年月日は平成 28 年 11 月 10 日の使用貸借権です。

2 番です。土地の所在地等は長井町〇〇の田 1,893 m²、同じく〇〇の田 2,962 m²です。借受人は山本町の〇〇さんで貸出人は長井町の〇〇さんです。合意年月日及び引渡年月日は平成 28 年 11 月 10 日の賃貸借権の設定です。

以上 12 筆 15,059 m²で内訳は田が 15,059 m²です。以上です。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第30号】を終わります。 次に【報告第31号】の農地法の制限除外の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 20 ページをお開きください。報告第31号農地法施行規則該当転用届です。今月は1件です。 1番です。土地の所在は門前町原〇〇の田 390 m ² のうち 9 m ² で申請人は愛知県名古屋市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。 以上1筆 9 m ² で内訳はその他が 9 m ² です。以上です。
議 長	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号4番 山本 秀夫委員よりご意見をお願いいたします。
山本委員	はい、4番の山本です。25日に現地を確認してきました。場所は県道の横ですが、貝吹というバス停の横に原という集落がありますが、その集会所敷地内の横に携帯電話基地局を建てるという事です。区長の〇〇さんという方に会ってきましたが、今回田としてあげてありますが集会所を建てる時に当時の役場の課長に任せて田を埋め立てて集会所を建設し残った部分を駐車場として一枚を全て利用するとして話をしているようです。そこでまだ農地として残っていると言うことで首をかしげていました。本人は宅地であると解釈しておりました。ですが周囲には農地はなく基地局を建てるには支障はありませんのでよろしく申し上げます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
東 委 員	既に工事をしているね。
山本委員	25日に現地確認してきたときにはかかっていました。
議 長	問題はないですね。

山本委員	はい。
議 長	それでは【報告第 3 1 号】を終わります。 次に【報告第 3 2 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 23 ページをお開きください。報告第 32 号非農地証明願承認についてです。今月は 2 件です。 1 番です。土地の所在は房田町〇〇の田 238 m ² で申請人は房田町の〇〇で利用状況はその他非農地です。こちらについては農業用に必要となりため池としたものとして、今回非農地証明願が出ているものでございます。 2 番です。土地の所在は杉平町〇〇の田 38 m ² で申請人は杉平町の〇〇さんで利用状況は露天駐車場です。こちらについては、申請者の先代が現在の居宅を新設した際に隣接する申請地を駐車場としたものから今回非農地証明願が出ているものでございます。 以上 2 筆 276 m ² で内訳は田が 276 m ² です。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	はい、1 番坂下です。24 ページにありますとおおりさびや林道に行く途中にある飛び地の高にある 150 歩の田が 7~8 枚連なっているところで昔は水がありましたが現在はないという事で 5~6 年前にため池を作りました。ため池を作って水がでるようになったら作っている人が年をとったので田としての機能はなくなりつつあります。そういう状態ですが証明をよろしく願います。
議 長	それでは申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 6 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。
安 委員	はい、6 番安です。先日 22 日森谷職務代理、田中委員、坂出事務局と申請人本人と現地確認してきました。この箇所は地図にもあるとおおり申

	<p>請人の家に行く脇にありまして、登記は田でありますが数年前より家の駐車場として利用しております。非農地である事を確認してきましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは【報告第 3 2 号】を終わります。 次に【報告第 3 3 号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 27 ページをお開きください。報告第 33 号農地改良届出についてです。今月は 1 件です。 1 番です。土地の所在は小伊勢町〇〇の田 410 m²の自作地で届出者は小伊勢町の〇〇さんで、農地改良理由は良質土を投入し盛土して畑として利用したいとの事であり、工期及び施工内容は平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までであり、盛土高は 30 cm、施工は〇〇です。 合計 1 筆 410 m²で内訳は田が 410 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。それでは【報告第 3 3 号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」について新谷委員より報告願ひします。</p>
新谷委員	<p>(新谷委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)</p>
議 長	<p>それでは第 1 1 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。</p>

平成28年11月28日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記録 坂出和彦

輪島市農業委員会会長

署名委員 13番

署名委員 14番
